第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１～３　（略）
４　国の留保からの配分について
国の留保分については、次の⑴から⑷までに定めるところにより配分する。

管理年度の８月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第４の４の⑴のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。
ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。
⑴　配分の時期及びその方法
一の都道府県又は一の大臣管理区分（数量を明示したものに限る。以下４において同じ。）において次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）を経過した場合には、都道府県にあっては⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を、大臣管理区分にあっては⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を配分する。
①　漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日
②　国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日
⑵　期間予測漁獲量の算出式
期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。
①　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで
漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値
②　基準日の属する月
日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
③　基準日の属する月の翌月
次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
ア　特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去５年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位３年間の漁獲実績の値を平均した値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が１以上の場合
当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１～３　（略）
４　国の留保からの配分について
国の留保分については、各都道府県に対しては次の⑴から⑶までに定めるところにより、大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対しては次の⑶に定めるところにより配分する。
令和６管理年度においては、原則として、各都道府県に対しては次の⑴、⑵及び⑷に定めるところにより、大臣管理区分に対しては次の⑵、⑷及び⑸に定めるところにより配分する。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。
⑴　配分の時期及びその方法
一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日。⑵において「基準日」という。）を経過した場合には、⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量を配分する。
⑵　期間予測漁獲量の算出式
期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。
①　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで　実績値
②　基準日の属する月　日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
③　基準日の属する月の翌月　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
ア　特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去５年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位３年間の平均の漁獲実績の値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が１以上の場合　当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値